

新型コロナウイルスの影響で 家計が急変したご家庭などへ支援を 行っています

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(10万円/1世帯)のご案内

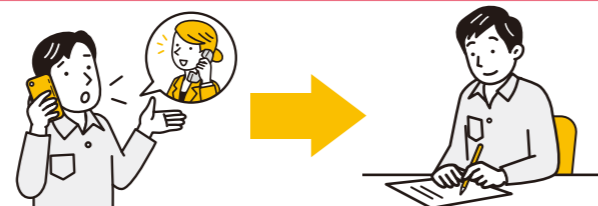
令和3年1月以降、新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯や住民税均等割の非課税世帯を対象に、1世帯当たり10万円を支給します。

給付金を受給するには、手続きが必要です。支給要件や申請方法などをお確かめください。

令和3年1月以降の収入が減少し「住民税非課税相当」 の収入となった世帯(家計急変世帯)

申請が必要です

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯が対象です。



お住まいの市町村の窓口にお問い合わせ(申請時点で住民登録のある市町村)

申請書に必要事項を記入し、添付書類とともにお住まいの市町村の窓口へ、直接または郵送で提出

家計急変世帯の該当基準	非課税相当限度額(給与収入についての目安)			
	秋田市		秋田市以外の市町村	
	収入額	所得額	収入額	所得額
単身または扶養親族がいない場合	965,000円	415,000円	930,000円	380,000円
配偶者・扶養親族(計1名)を扶養している方	1,469,000円	919,000円	1,378,000円	828,000円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している方	1,879,999円	1,234,000円	1,683,999円	1,108,000円
障害者、寡婦、ひとり親	2,043,999円	1,350,000円	2,043,999円	1,350,000円

令和3年度住民税(均等割)が非課税の世帯

令和3年1月1日以前から現住所に住民登録のある世帯の場合

開封忘れはありませんか?

各市町村から対象世帯に送付している**確認書**を原則**3ヶ月以内**に返送してください。

※確認書の送付時期・返送期限は、市町村で異なります。

令和3年1月2日以降に転入した世帯の場合

申請が必要です

申請書に必要事項を記入し、添付書類と一緒に令和3年12月10日時点で住民登録のある市町村へ、直接または郵送で提出してください。

※申請書は市町村で異なります。

給付金の支給額

1世帯当たり**10万円**

申請期限

令和4年**9月30日**

※複数回支給を受けることはできません。

詐欺などにご注意ください

事業に関して行政職員などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市町村や最寄りの警察署に連絡してください。

各市町村のお問い合わせ先一覧

ご不明な点があれば
お気軽にお電話ください



■ 秋田市 福祉総務課 018-803-6344	■ 横手市 社会福祉課 0182-23-5881	■ 大館市 福祉課 0186-42-8100
■ 能代市 福祉課 0185-89-2925	■ 湯沢市 福祉課 0183-79-5015	■ 鹿角市 福祉総務課 0186-30-0238
■ 男鹿市 福祉課 0185-24-9215	■ 由利本荘市 子ども未来課 0184-24-6319	■ 大仙市 社会福祉課 0187-63-1111
■ 北秋田市 福祉課 0186-62-6637	■ にかほ市 福祉課 0184-32-3034	■ 仙北市 社会福祉課 0187-43-2288
■ 小坂町 総務課 0186-29-3903	■ 上小阿仁村 住民福祉課 0186-77-2222	■ 藤里町 町民課 0185-79-2113
■ 三種町 福祉課 0185-85-2190	■ 八峰町 福祉保健課 0185-76-4608	■ 五城目町 総務課 018-852-5332
■ 八郎潟町 福祉課 018-875-5808	■ 井川町 総務課 018-874-4411	■ 大潟村 福祉保健課 0185-45-2114
■ 美郷町 総務課 0187-84-1111	■ 羽後町 健康福祉課 0183-62-2111	■ 東成瀬村 総務課 0182-47-3401

お問い合わせ先 県地域・家庭福祉課 ☎018-860-1314